

掛川市規則第14号

掛川市再開発住宅管理条例施行規則及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市再開発住宅管理条例施行規則及び掛川市住環境整備モデル住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

(掛川市再開発住宅管理条例施行規則の一部改正)

第1条 掛川市再開発住宅管理条例施行規則（平成17年掛川市規則第120号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市営住宅管理条例第4条、第40条中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に」に改め、同条に次の表を加える。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
市営住宅管理条例第4条第1項及び第2項、第5条（第4号を除く。）、第6条第3項及び第4項、第8条第2項及び第3項、第9条第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項第1号及び第2項から第6項まで、第12条第1項及び第2項、第13条第1項及び第2項、第20条第3項、第26条、第27条第1項及び第2項、第31条第1項及び第4項、第33条、第34条第1項、第35条（明渡しの請求及びあつせんに係る規定に限る。）、第40条第1項、第41条第1項、第5項及び第6項、第55条、第57条第2項、第58条、第59条第2項から第5項まで、第62条、第65条並びに第66条	市長	指定管理者
掛川市営住宅管理条例施行規則様式第1号から様式第6号まで、様式第10号から様式第13号まで及び様式第15号	(あて先) 掛川市長	(あて先) 指定管理者

(掛川市住環境整備モデル住宅管理条例施行規則の一部改正)

第2条 掛川市住環境整備モデル住宅管理条例施行規則（平成17年掛川市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市営住宅管理条例第4条、第40条中「市長」とあるのは「指定管理者」と」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に」に改め、同条に次の表を加える。

規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
市営住宅管理条例第4条第1項及び第2項、第5条（第4号を除く。）、第6条第3項及び第4項、第8条第2項及び第3項、第9条第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項第1号及び第2項から第6項まで、第12条第1項及び第2項、第13条第1項及び第2項、第20条第3項、第26条、第27条第1項及び第2項、第31条第1項及び第4項、第33条、第34条第1項、第35条（明渡しの請求及びあつせんに係る規定に限る。）、第40条第1項、第41条第1項、第5項及び第6項、第55条、第57条第2項、第58条、第59条第2項から第5項まで、第62条、第65条並びに第66条	市長	指定管理者
掛川市営住宅管理条例施行規則様式第1号から様式第6号まで、様式第10号から様式第13号まで及び様式第15号	（あて先）掛川市長	（あて先）指定管理者

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。